

東京都NICU退院支援モデル事業実施要綱

(制 定)平成22年3月24日付21福保医救第1255号

(目的)

第1条 この事業は、都内の周産期母子医療センターにおいて在宅移行が望ましい「NICU」及び「GCU」(以下「NICU等」という。)の入院児を対象に、在宅への移行支援及び在宅移行後の継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に向けた支援体制の確保を図ることを目的とする。

(実施地域)

第2条 区東部地域を中心に実施する。

(実施方法)

第3条 本事業は、次の第4条1及び2に定めるものについて、原則として墨東病院へ、3に定めるものについて、NICU等入院児または退院児への専門的な支援が可能な事業者(以下、「支援事業者」という。)へ委託して実施する。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は以下のとおりとする。

墨東病院に設置する「NICU入院児支援コーディネーター」を中心とした支援体制の
検討、実施

- (1) NICU等に入院している児童の状況の把握と、一人一人の児童にふさわしい療養・療育環境への移行を促進するための支援計画の策定
- (2) 在宅移行を多職種で専門的に支援するための院内外関係者によるケース会議の開催と退院前後の家庭訪問の実施
- (3) 適切な療養・療育環境を確保するために必要な社会資源の選定と関係機関との連絡・調整の実施
- (4) 家族の在宅療養に向けた医療機器操作及び介護技術の習得を目的とした在宅移行訓

練の実施

- (5) 退院後の継続的な支援を実施するための小児科外来への引継ぎの実施
- (6) 退院後の発達外来におけるリハビリの早期導入や地域の関係機関との連携の実施
- (7) 本事業の実施に伴い在宅移行した家族を対象に、家族が必要とした際レスパイトが可能となる院内の病床及び地域の医療機関等の施設における病床の調整・確保

なお、レスパイト病床の確保にあたっては、第3条に掲げる墨東病院の入院児支援コーディネーター、支援事業者及び地域の保健所等と密接に連携をとりながら実施することとする。

- (8) 墨東病院のNICU等を退院した児童を持つ親が中心となって主催する母親学級における託児の実施及び院外その他団体との連携をはじめとした新たな活動への支援の実施

2 その他本事業の円滑な推進に必要な取組の実施

3 地域における支援体制づくりの検討、実施

- (1) NICU等入院児の退院後の支援・相談体制の充実や社会資源の把握を目的とした、墨東病院の「NICU入院児支援コーディネーター」や地域の保健所を中心とする関係機関との連絡・調整

- (2) 本事業を円滑に推進するため、墨東病院関係者、地域の保健所、療育施設等関係機関等に所属するものから構成する連携会議の開催及び運営

- (3) 本事業の実施に伴い在宅移行した家族を対象に、家族が必要とした際レスパイトが可能となる地域の医療機関等の施設における病床の調整・確保

なお、レスパイト病床の確保にあたっては、第3条に掲げる墨東病院の入院児支援コーディネーター及び地域の保健所等と密接に連携をとりながら実施することとする。

- (4) 在宅移行後の家族の安心を目的に実施する診療所小児科医によるオンコール体制の調整及び確保

- (5) 在宅移行支援に必要な知識の習得を目的とした、NICU等医療関係者、地域の保健師等を対象とする研修会の実施

- (6) 乳幼児に特有な専門性の高い看護技術の習得と、乳幼児を看護できる訪問看護ステーションの拡大を目的とした、訪問看護ステーションを対象とする研修会の実施

- (7) 在宅介護の技術指導、地域の社会資源の利用方法についての助言・相談、児童の成

- 長・発達にあわせた育児指導を行うことで家族が自信をもって看護にあたり、また安心して育児ができる環境を整えることを目的とした、親同士の交流会、親の会の実施
- (8) N I C U等に長期入院した児童を持つ家族の情報・経験を集約し、周産期母子医療センターや地域に還元することを目的とした啓発活動の実施
- (9) 他県における先駆的な取組の東京都での活用を視野に入れた検討の実施
- (1 0) その他、本事業の運営に必要な調査、検討の実施
- 4 都は、本事業の円滑な推進と、都全域への取組の拡大に向けた 必要な支援体制の検討、検証を目的とし、必要に応じて会議を開催する。

なお、会議に必要な事項については、別に定める設置要綱によるものとする。

(経費の負担)

第 5 条 委託を受けた墨東病院及び支援事業者が、この実施要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と墨東病院及び都と支援事業者の間で別途締結する「委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、東京都福祉保健局医療政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。